# 本号で公布された法令のあらまし

**◇地方交付税法の一部を改正する法律**（法律第一号）（総務省）

1　地方交付税の総額の特例

㈠　地方財政の状況等に鑑み、平成二四年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二五年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった一、六三三億三、九七三万一、〇〇〇円を減額するとともに、平成二六年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について二六億三、八五五万五、〇〇〇円を加算することとした。（地方交付税法附則第四条関係）

㈡　補正予算により増額された平成二六年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（改正法附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

**◇労働政策審議会令の一部を改正する政令**（政令第四一号）（厚生労働省）

1　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二六年法律第一三七号）の施行に伴い、労働条件分科会及び職業安定分科会の所掌事務に同法の規定により労働政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

**◇森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第四二号）（農林水産省）

1　森林国営保険法施行令の廃止

森林国営保険法施行令は、廃止することとした。（第一条関係）

2　関係政令の整備

独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第九条関係）

3　経過措置

㈠　職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関として、林野庁森林整備部計画課を規定することとした。（第一〇条関係）

㈡　その他所要の経過措置を設けることとした。（第一一条～第一五条関係）

4　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

**◇独立行政法人森林総合研究所法施行令**（政令第四三号）（農林水産省）

1　独立行政法人森林総合研究所法第一五条第二項の規定による借換えの対象となる長期借入金又は森林総合研究所債券（以下「研究所債券」という。）は、同条第一項又は第二項の規定による長期借入金又は研究所債券とするとともに、当該長期借入金又は研究所債券の償還期間等を定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　研究所債券に関し、当該債券の形式を無記名式で利札付きとすること、発行は募集の方法によること、森林総合研究所債券申込証の記載事項等を定めることとした。（第四条～第一三条関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

**◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四四号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地域再生戦略交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇漁業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令**（政令第四五号）（農林水産省）

1　漁業近代化資金のうち漁船の建造、取得又は改造及び定置網の取得に必要な資金の貸付けの償還期限を延長することとした。（第二条の表関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

**◇医療法施行令等の一部を改正する政令**（政令第四六号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

1　国が開設する臨床研究中核病院については、厚生労働大臣に対する業務報告及び厚生労働大臣による臨床研究中核病院の承認取消しの要件について、医療法（昭和二三年法律第二〇五号）の規定を読み替えて適用する等の特例を設けることとした。（第一条及び第三条関係）

2　臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、一〇日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこととした。（第四条の三関係）

二　歯科技工士法施行令の一部改正関係

1　免許に関する事項の登録を受けるときの手数料の額を四、七五〇円、免許証明書の書換交付を受けるときの手数料の額を二、八五〇円とすることとした。（第一条関係）

2　指定登録機関が登録事務を行う場合の歯科技工士法施行令（昭和三〇年法律第二二八号）の規定の適用について、免許の申請等に際して都道府県知事の経由を省略すること等のため、所要の読替えを行うこととした。（第七条の二関係）

3　受験手数料の額を三万円とすることとした。（第八条の三関係）

三　臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正関係

臨床検査技師が、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うことができる検体採取は、次に掲げる行為とすることとした。（第八条の二関係）

1　鼻腔（くう）拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為

2　表皮並びに体表及び口腔（くう）の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

3　皮膚並びに体表及び口腔（くう）の粘膜の病変部位の膿（のう）を採取する行為

4　鱗屑（りんせつ）、痂皮（か）その他の体表の付着物を採取する行為

5　綿棒を用いて肛門（こう）から糞便（ふん）を採取する行為

四　その他関係政令の一部改正関係

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成一二年政令第一六号）及び国立大学法人法施行令（平成一五年政令第四七八号）について所要の規定の整備を行うこととした。

五　施行期日

この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

**◇平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第四七号）（厚生労働省）

1　指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替えを定めることとした。（第二五条の二関係）

2　この政令は、平成二七年七月一日から施行することとした。